

大館市社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人大館市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が開設する指定訪問入浴介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問入浴介護事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態等にある高齢者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴の援助を行ない、利用者の身体の清潔保持、心身機能の維持等を行なう。

2 援助にあたっては、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業運営に当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村や地域の保健・医療・福祉関係者等との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 事業所は、職場におけるハラスメント防止に取り組み、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止する。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 大館市社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所
- (2) 所在地 大館市池内字大出135番地

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（看護職員及び介護職員と兼務）
管理者は、事業の従業者の管理及び本事業の利用申込みに係わる調整、業務の実態状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
- (2) 看護職員 2人以上（兼務職員2人以上）
訪問入浴車により利用者の家庭を訪問し、利用者の健康状態等の確認、及び入浴サービスを提供する。
- (3) 介護職員 6人以上（兼務職員6人以上）
訪問入浴車により利用者の家庭を訪問し、入浴サービスを提供する。
- (4) 事務職員 1人以上（兼務職員1人以上）
事務職員は、訪問入浴介護報酬の請求等必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 天災その他やむを得ず業務を遂行できない日を除き、月曜日から金曜日までとする。(12月29日から1月3日までは除く。)
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(訪問入浴介護事業の内容)

第6条 事業所において行う指定訪問入浴介護は、次のとおりとする。

- (1) 訪問入浴による洗身・洗髪の介護
- (2) その他入浴に関連する事項

(利用料及び支払い)

第7条 指定訪問入浴介護に係わる利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問入浴介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 第8条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定訪問入浴介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 通常の事業の実施地域を超えた地点から片道30キロメートル未満 無料
- (2) 通常の事業の実施地域を超えた地点から片道30キロメートル以上の場合
10キロメートルにつき100円

3 利用者の選定により提供させる特別な浴槽水に係わる費用は実費を徴収する。

4 第1項から第3項までの費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けるものとする。

5 利用料の支払いは、利用者の指定する金融機関指定口座より自動引き落としとする。

(事業実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、大館市の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は指定訪問入浴介護を受ける際に、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 入浴介護を受ける前後1時間は食事摂取をしない。
- (2) 事前に医師の診断や指示事項を受けている場合、または当日の健康状態に変化がある場合は訪問入浴介護従業者に必ず連絡をする。
- (3) 入浴中に気分が悪くなる等、何らかの異変を感じた場合は、訪問入浴介護従業者に入浴の中止を要請する。
- (4) 入浴後は安静が保たれるよう留意する。

(虐待防止に関する事項)

第9条の2 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するために、次の各号掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果に

ついて従業者に周知徹底を図る。

- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記の虐待防止に関する措置を適切に行うための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を擁護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

（緊急時等の対応）

第10条 訪問入浴介護従業者は、訪問入浴介護を実施中に利用者に病状の急変、その他緊急の事態が生じたときは、速やかに主治医または協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（衛生管理等）

第11条 事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

2 事業者は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を年3回開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業者において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行う。

（業務継続計画の策定等）

第11条の2 事業者は、感染症や非常災の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するために、感染症及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続に従い必要な措置を講ずる。

2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（身体拘束等の禁止）

第11条の3 事業者は、サービスの提供にあたって、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業者は、身体束縛等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 身体拘束等の適正化の対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に行う。

(秘密保持)

第12条 訪問入浴介護従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者が業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第13条 事業者は、提供した指定訪問入浴介護に係わる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情窓口の設置と体制整備を図るための必要な措置を講じる。

(損害賠償)

第14条 事業者は、指定訪問入浴介護の提供によって利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(サービス提供の記録)

第15条 事業者は、指定訪問入浴介護を提供した際には、当該指定訪問入浴介護の提供日及び内容、当該指定訪問入浴介護について法第41条第6項（法第53条第4項において準用する場合を含む）の規定により利用者に代わって支払いを受ける介護給付費の額その他必要な事項を、利用者の保持するサービス利用票に記載する。

(記録の整備)

第16条 事業所は、従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する記録を整備するとともに、完結の日から5年間保存する。

(その他運営についての留意事項)

第17条 事業所は、訪問入浴介護従事者等の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修
- (2) 県、市町村及び関係機関研修
- (3) 採用後研修 年2回

2 事業所は、運営に関する諸記録、並びに指定訪問入浴介護の提供に関する諸記録を整備するものとする。

3 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は会長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成１２年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成１７年６月２０日から施行する。

附 則

この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２１年４月１日から適用する。

附 則

この規程は、平成２２年４月１日から適用する。

附 則

この規程は、平成２５年４月１日から適用する。

附 則

この規程は、平成２７年４月１日から適用する。

附 則

この規程は、平成２７年８月１日から適用する。

附 則

この規程は、平成２８年４月１日から適用する。

附 則

この規程は、平成２９年４月１日から適用する。

附 則

この規程は、平成３０年４月１日から適用する。

附 則

この規程は、平成３１年４月１日から適用する。

附 則

この規程は、令和３年４月１日から適用する。

附 則

この規程は、令和４年４月１日から適用する。

附 則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。